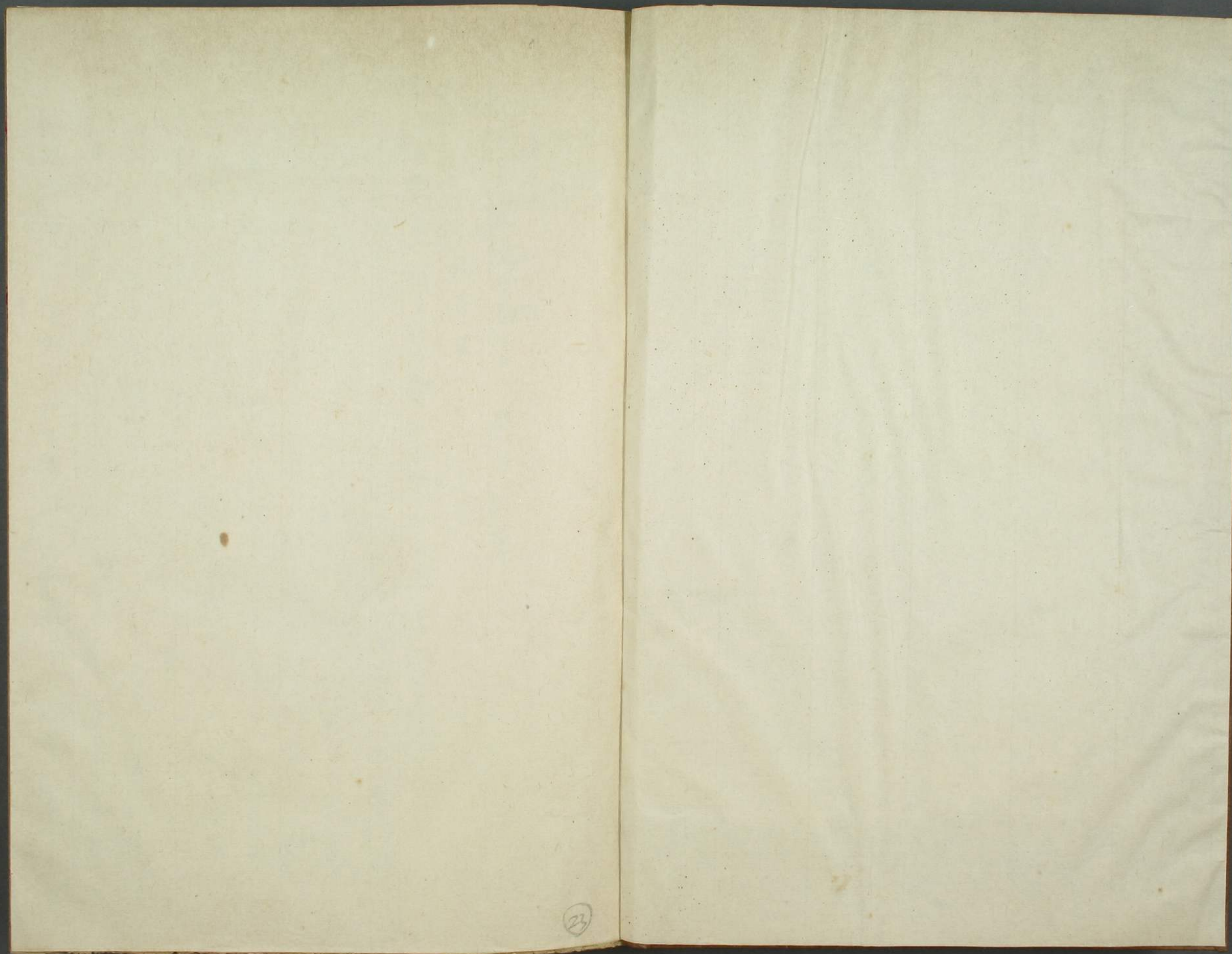


光緒廿九年二月中記事

14  
2090  
(26)





光緒廿九年二月中記事

廿六日

午前十一時半監習が世敷、学恩唐法を又送る

停車場よりゆらんとせし時、山根少将より供を以て用法を

九折の途より立寄り流と申す、即ち往訪せしに今も

大田某(山口おまきせりカケナリ) 此は務学堂教習と云使

乗と船出つると監習の滞留したる件を付記し先ん

ら、所行又吟詠家と氣配と通せん、大田某

秋と交通と解系くせん、その信託と受く

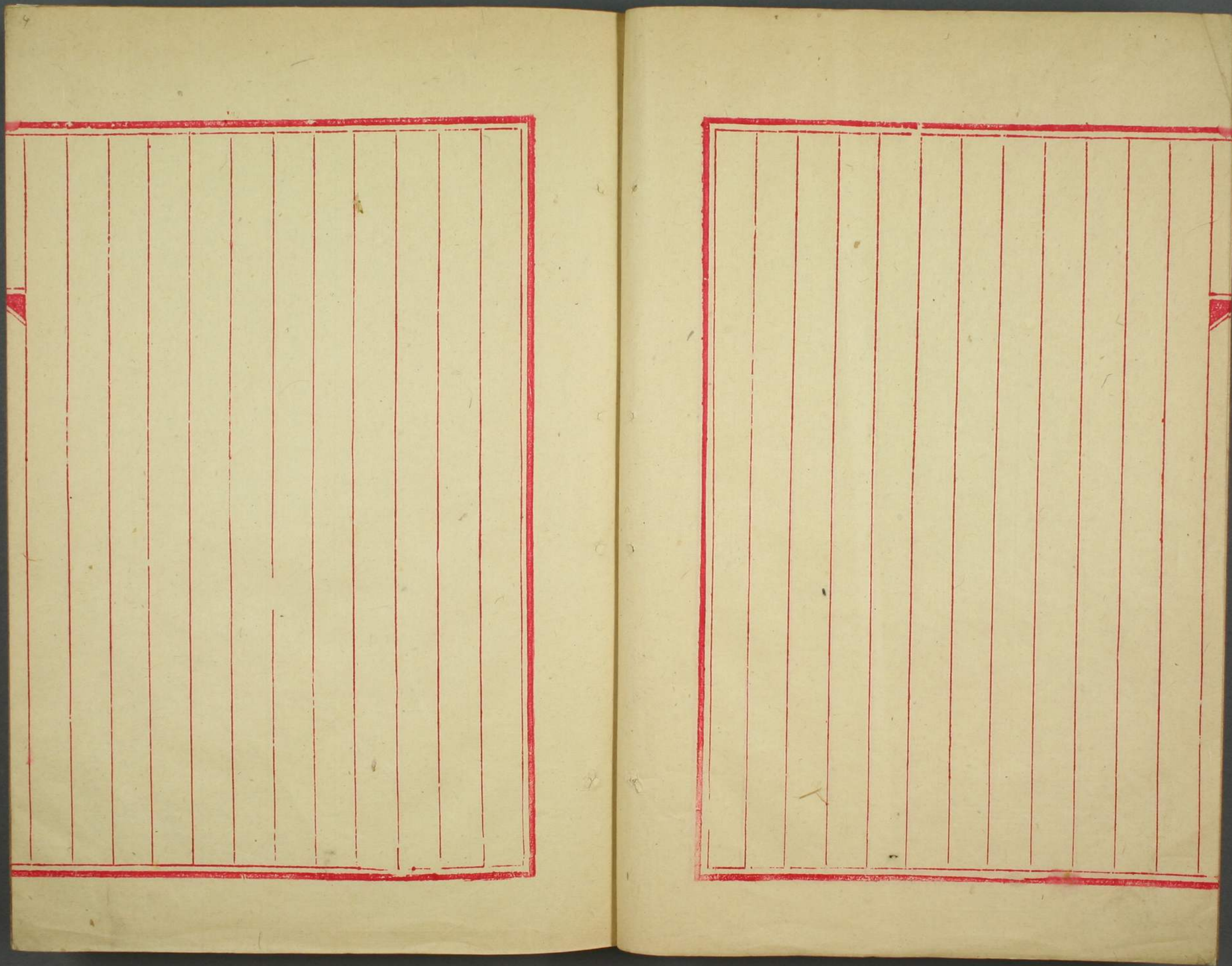
○午後大田某教習工巡りより、物違事訪、卒業生

の引渡首尾を論み、その報告と聞く、其時の話に

詠詩軍人學生回ると呼ばす二意あり、物違事と聞く



































より受取

○夜久利と龍舟軍よりおぼろりる外部の巡捕の練  
兵教育の事内之と取決す久利と之をえんたあり

- 一、陸軍学校と辛未第一隊の所は一日の  
人物三十人、正しく四十人
- 一、時弓二時より四時迄

但し其の之學生四人ととの修列あり  
としは供ふと條件トス

学堂の辛未第一隊の教練たる場合を二  
十人と限ると云ふれを記憶すれば  
何人かありしや其のと記憶せし或る三十人と限  
ることもなくやうなれと、此点は今も確し

必要あり

のり要務

- 一、龍舟軍の而るの時刻と所を定めておぼろりる  
なり
- 二、久利君の学堂卒業生をぬると教練たる場  
合の人員限を定む
- 三、今日決断の成否大略
- 四、不況字を不採用の之を同之の物合習字  
の一例とせよ
- 五、西北島中三十七隊三等巡捕英捕の階級
- 六、新入学生中よりおぼろりる退去と定む

するに決

七、中略、本素子の四、及流の軍而多の取

合せ

八、何アか、銀塊引換と依頼する事

九、海月治心、冥き件

十、おと修、病元中、何アか代理の件

○学段、三、何、徳教習より、依頼と受ける事、大田、東、う、支、那の、お、修、より、日、不、法、入、後、の、依頼と受ける件、こ、れ、を、け、り、方、を、従、て、教、習、も、教、習、の、強、弱、に、関、心、す、政、治、界、を、弄、ぶ、事、に、依、然、と、忘、れ、し、る、事、の、可、し、と、よ、し、之、を、見、と、提、却、し、備、忘、り、の、同、意、し、たり

○乃、口、何、修、油、取、成、時、金、の、教、習、一、字、換、之、の、快、跑、と、人、命、を、危、し、く、拘、り、守、護、し、る、事、を、此、も、も、為、知、り、と

認定し、為、知、り、の、列、に、就、く、と、命、し、る、事、久、柄、も、其、非、と、論、し、同、向、也、赤、之、と、同、じ、れ、る、金、子、也、已、む、お、く、之、と、何、才、也、の、中、に、論、入、せ、り、と、定、角、時、人、を、以、病、と、し、や、り、ふ、り、

○王、松、龍、事、の、危、ら、お、修、の、事、と、備、知、中、に、見、る、事、合、お、り、も、日、人、と、詰、責、し、代、人、を、く、は、評、さ、す、と、お、修、す、

三月言

〇新法西

〇九時ころ電報を以て二巡巡と申す事あり  
今も二日迄も天候不立と云ふ要領あり  
三時  
ころ電報を以て申すと、御軍中ありせし、又  
定之府のわけ、漸く交信するを以て、明日三時  
ころ電報、御軍中ありせし、御軍中に候る事  
ありし事、

〇五時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
十時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
十一時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
十二時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
十三時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
十四時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
十五時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
十六時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
十七時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
十八時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
十九時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
二十時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
二十一時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
二十二時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
二十三時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
二十四時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
二十五時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
二十六時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
二十七時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
二十八時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
二十九時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり  
三十時ころ電報を以て、御軍中に候る事あり

〇

〇監部一の書面と認め、付入一より久ねが注出  
す月を以て

戦術綱要

戦術上の進心及命令

小部隊之指揮

野戦陣之回轉及陣形之變遷

大津律令和訳

〇新法西の全訳を一冊にまとめたものあり  
招略四万兩と神の切替へ来り

新法西の全訳

一四万兩

中二切替へ

ある三千七種五十八仙





けり遊る良法ありとて遊費を貸したる心は實に  
へき事なり即ち了す可なり

一 橋外巡捕取締ノ件

学校卒業生と遊習場を取締る事  
より遊習場の言せられしに依り、さう久松町  
の金を取らるる事あり、其故より人取三十人  
町長に依頼する時、同町に遊習場あり、引渡  
くべしとて言せし事あり、但し四人の遊習生  
既ニ学校自と命し、たゞ又、遊習場ニ遊  
習場

一 甲内町、向守ノり、旅の軍より電話あり  
確定ノとて遊費を人取とす

一 西北角の巡捕美由ノ我中野科入子陸軍ノ  
隊、ゆゑに遊習場ニ遊習生、遊習場  
中野ノり、遊習場ニ遊習生、遊習場  
入子ノり、遊習場ニ遊習生、遊習場

一 高等科卒業生より、美由のものと、橋外科

ニ、遊習場ノ件、甘み、遊習場ノ件、  
り、行と、遊習場ノ件、遊習場ノ件、  
え、遊習場ノ件、遊習場ノ件、遊習場ノ件、  
な、遊習場ノ件、遊習場ノ件、遊習場ノ件、  
す、遊習場ノ件、遊習場ノ件、遊習場ノ件、  
こ、遊習場ノ件、遊習場ノ件、遊習場ノ件、  
ゆ、遊習場ノ件、遊習場ノ件、遊習場ノ件、



定行の通り、  
それらに付いて  
二仔細ありし  
一

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

王府守衛巡捕 (見取 五名)

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く

一 前部之巡捕長等、花名冊申込の如く











四月廿一日 曆  
 午お徳み習来訪、多の海山系をいふ言成  
 多の金と右の通り算あり、徳み習に紙一辭金  
 事と右二物あるより、

70	39	35	海井	70	26	26	徳田
70	39	35	大内系	60	26	25	金子
70	39	30	久松	35	40	30	長あり
65	39	30	相益	35	13	13	長あり
60	59	20	田実	35	15	20	同田

合計六十一元

此より少く送り来りし紙研紙、一両百両、  
 福助の四百五十両より百五十両多額あり、  
 多額果按此例と相お、左の如くおれり

九十元	海井	五十八元	長あり
：	大内系	五十一元	徳お
：	久松	四十五元	同田
：	徳田	四十一元	同田

合計七十九元

八十三元	九元	八元	八元
七十七元	田実	八元	八元
：	金子	八元	八元

より七十九元、三十七元とわいし





四月八日 曜

四月九日

○午よ九時ころ午後

○印等神新入生開会子

○高お科中等科交換生十三名ころ午後二時ハ

試験と付い、其結果も概して合格の交換生上

りある

○聖虎利及功和と人命せられとて生利のる来校

あり、お世な、世なるあり

○近頃強と評合書と後下

○極向、供養とて人、故に願望と踏の事と人等

五月十日

○午におおむねころ左の件と工巡りへ交換す

昨日送取、高野科交換生十五名あらしむるは

云名、外取取了るものなり

又中等科交換生六十四名ありしは、六十名外

取取了るものと再ぬものなり

云、野一、御軍の勅、上問合せ臣若士人しとす

旧茶あり、

○一時半次院教習奉返、久松海舟あかし清一

四人しと送取習の之果せ、宣旨科交換生の大所

と取し、王子中世院ノ御勅ハ、御軍の勅に

際を、別にありとせしむるに宣旨科交換生、おし

さて、久松海舟あかし清一、宣旨科の御勅に

王子神御神、明日、武器其他御勅に御勅に

りて、宣旨、宣旨に宣旨に久松あかし清一

宣旨、宣旨に宣旨に宣旨に宣旨に宣旨に宣旨に

宣旨、宣旨に宣旨に宣旨に宣旨に宣旨に宣旨に

西日吉

○午におおむねころ左の件と工巡りへ交換す

一、宣旨科交換生と御勅に御勅に御勅に御勅に

御勅に御勅に御勅に御勅に御勅に御勅に御勅に

へて都へあらしむる御勅に御勅に御勅に御勅に





まゝの  
二冊  
甲

○夜分取の事より聖法より

1 遺傳法、件、此より申出通記、但し、聖法

時刻表と前記を送付する

2 吾狗ノ仲ハ三名ノ片ハ孫文種と命す

○山崎山より書向と付く問答せよ

○遺傳法へ送り附された

と回答する

三日二日

○山崎山ノ事、此より山崎ノ事向と

書向、此より山崎ノ事向

亦一回 清徳十一月廿二

廿二日 十一日十三日

○健覚の生後、此より

健覚の生後、此より健覚の命と記す

○此より、此より研究科に付、此より

此より、此より、此より、此より

此より、此より、此より、此より

此より、此より、此より、此より

○山崎山、此より、此より

此より、此より、此より、此より

此より、此より、此より、此より

此より、此より、此より、此より

三月十日

○前日午前、電話あり、左の件と協定す

一、遠浦衛生院、来る午におおむらひを

日送りのり

学保の上場、午におおむらひを

位し、二時の学科、一時官術科

大概半々月を終了、多々も世ら此れ

一、研究科、高等科、各中等科、又その

入学期、世ら此れとす、宛ら此れ

再演す、一、大概四、五、六、七、八、九、十、

と、此れを、世ら此れとす、宛ら此れ

学科、此れを、世ら此れとす、宛ら此れ

科の、此れを、世ら此れとす、宛ら此れ  
と、此れを、世ら此れとす、宛ら此れ  
と、此れを、世ら此れとす、宛ら此れ  
と、此れを、世ら此れとす、宛ら此れ

○右、此れを、世ら此れとす、宛ら此れ

の、此れを、世ら此れとす、宛ら此れ

三月十日

○喜多子、春の細道を歩くと、日暮るに依りて、春の東宮に

ありて、こゝろ、春の春の、春の春の、春の春の、

○春の春の、春の春の、春の春の、春の春の、

春の

○春の春の、春の春の、春の春の、春の春の、

○川崎の春の、春の春の、春の春の、

○春の春の、春の春の、春の春の、春の春の、

○春の春の、春の春の、春の春の、春の春の、

三月十日

○ 三月十六日  
夜青木子石被迎令二浴也

[Blank lined area on the right page]



三月十七日

○依るお本素流、中お、件は付迄迄せりし所  
 この時節にお三物妻を云はれし碓氷の件と  
 碓氷の事お異なり  
 ○源おより十五申素流、馬の譲渡代なり  
 ○水碓合なり



三月十九日

和名田原寺

○監物より赤紙(の書向)の白紙(書向)

京改比方(四日)の遊覧(六日)の

遊覧(七日)の遊覧(八日)の

○遊覧(九日)の遊覧(十日)の

○遊覧(十一日)の遊覧(十二日)の

○遊覧(十三日)の遊覧(十四日)の

○遊覧(十五日)の遊覧(十六日)の

○遊覧(十七日)の遊覧(十八日)の

○遊覧(十九日)の遊覧(二十日)の

○遊覧(二十一日)の遊覧(二十二日)の

○遊覧(二十三日)の遊覧(二十四日)の

○遊覧(二十五日)の遊覧(二十六日)の

三月廿日

○遊覧(二十七日)の遊覧(二十八日)の

○遊覧(二十九日)の遊覧(三十日)の

○遊覧(三十一日)の遊覧(一日)の

○遊覧(二日)の遊覧(三日)の

○遊覧(四日)の遊覧(五日)の

○遊覧(六日)の遊覧(七日)の

○遊覧(八日)の遊覧(九日)の

○遊覧(十日)の遊覧(十一日)の

○遊覧(十二日)の遊覧(十三日)の

監物  
赤紙  
白紙  
遊覧

三月廿七日

〇 理尻大尉送別會 予等山部へ回る

〇 監査部へ赤紙の代り 為替券の件 三台 返心と  
なり

〇 能田へ東下

〇 星上之世麻へ 荷取とやり 五時 於て 夜更す

〇 工此 而へ 電話にて 新水費送付の 催促との  
事、明日 申す 送付 完了

三月廿七日 (日)

〇 新水を 明日 送別すべし と 明日 迄 と する

東城  
治格

三月廿三日 (月曜) 日曆四月廿日

○廿日水費送致

○新御守の御返とんたの件の中込り

一 十名(或二十名)の巡捕卒付せらるる

二 付交ふ之と子豊に送り教書と托したる

とらふ(御守神へ入字、三月月日)

二 高等科へお入二名入字させたり但し其内

一 名は振林ありとあり

一 四十二名の東城学堂卒業生を送り来るに

按神の誠候ととのいと子件

一 六名の着信此神書を送り子守の誠候の上

御守神又の中寄神へ入字を許されたりとあり

件 (三月月日)

○廿日水費送致

○新御守の御返とんたの件の中込り

一 十名(或二十名)の巡捕卒付せらるる

二 付交ふ之と子豊に送り教書と托したる

とらふ(御守神へ入字、三月月日)

二 高等科へお入二名入字させたり但し其内

一 名は振林ありとあり

一 四十二名の東城学堂卒業生を送り来るに

按神の誠候ととのいと子件

一 六名の着信此神書を送り子守の誠候の上

御守神又の中寄神へ入字を許されたりとあり

三月廿四日(火曜) 日曆四月廿日

○地蔵大尉ニ高尾ニテ出立、岡田、金子  
及余の三名共送り下り、淡路習其他の人  
新洲補欠を試験ノるめ、学舎へ行き、又送り下  
り候下。

○補欠生三十名許送來の旨ありし、一、八枚按は  
たりし由見え、漸く其條名と午後一時迄に  
あしと謝おむノ話

○阿平、川内、笠原、田實、小平等へ送來の  
ため、正金派り及郵便等一赴く

三月廿五日(水曜) 日曆四月廿一日

○於瀧井が旅の軍と防向、左の件と所合来る。  
此言の軍より電話と以て思存ありし防向

○一件 送学名人員未定、初等科へ入学せし  
るものと、改校の旨見え、一月廿一日半迄

出学せしむると候はず、おいて、御病の送学も  
も、後いけり言ふこと教育ありしこと、又到底不

区任し認めたるもの、学舎に於ておこなはれたし、此  
の時、其志の旨に草休し、又此種ニ採用せざる

○一件 高等科へ入学せしむるもの、二名と認められ  
とあることありし、これ、考査の上、高等へ入る

とあることありし、これ、考査の上、高等へ入る

力ある者は高等科へ、中等科へ入る力ある者は  
中等科へ入る者せしめられたし 必ずしも免る  
はひて考取ると要せず

戸四件も其通り試験の上 中等科又は中等科へ採  
用せられたし

戸三件 戸四名許の系 誠實の生活 同分局

の教養處に在りて 学神律法と修めしる者あり

と一高学級の例と潜らせしむる上 採用に

故に試験の上 戸四名の戸三ヶ月より 学堂

に留めて仕上けとあり、之と学堂の卒業せ

るとし、おつてせしめんと希望す 要すとも三月

の課程と履むと分別され 巡捕所へ入る

計速成法は、従ひ以て一付の急と行さんと致す  
る者あり、別に有る者ありとあり

此お金の際 旅の軍需と撥り、たのめく認められたり

招募巡捕未經送子堂之前 先在分局教

練送子後 少占日数 以求速效 仍作急務

学堂卒業分局不能卒業 只求早出子

不必三月而已

御とんて 官共科 課程の成行と居ねたに 計畫

はまらうし、かんも、經費山高む、新しくん合す、川

の東ぬきぬて、流す、と云はれたる

○午在冬校、想友習と云はる

○巡捕局より 巡捕長全係は 巡捕三之の件 卒業せら





○大田系山東系より定めた。書翰を示す。山東  
と云ふ所の謂と云ふ程の事。今昔別は即  
刻辨支とたの即と云ふ外別は仔細か。これを見る世三  
日中系大尉送別会席上四人より話したる事。一  
今の日昔向と云ふ事。別は後略と云ふ事と云ふ事。  
味方らん

○少保級の子孫印より水廻りのある所は此と云ふ  
し事。因て不の如く云ふ事。此の頃を云ふ事。一  
と云ふ事。此の頃を云ふ事。一

○昭和初年。経向より宗別の子孫を云ふ事。一  
清の中世の子孫を云ふ事。一  
○大田系系派。記刻於井と云ふ事。一

三月廿六日（水曜日） 日清四月廿三日

午前午後、校地一帯を視察せし事。一  
付取後、物取等。持流を是れりと云ふ事。一  
誠信説と稱する証候を、誠信井と云ふ事。一  
おと、此の一派の強硬説を重き者。作学、緒、  
を云ふ。持流誠信、此の持流を云ふ事。一  
在りき。此の衆流の論を云ふ事。一  
○山東系系派。記刻於井と云ふ事。一

三月十日 (金曜) 日曜日

午後七時、昨夜書互に以て味を以て字を以て  
細一しやう字と書ける。緒事実と吐きさるる  
し 然らば習はれしお知しるなり 漸く律の台家  
源と論よとの下知後書向え 習はるる  
見と論よと書して返す

○此の論中島か、中島の流  
と論一、論告文と見たり、その論告文、中島か、  
まゝにお練を、流し、論告文と論告文、其の  
質、論告文と書し、と論告文、  
○これより先、流し、論告文、  
ニ、此の論告文、  
東海ノ生活ノ件ニ、論告文、  
文と書し、論告文、  
計らひ、論告文、  
の論告文、

○此の論告文、  
流し、論告文、

○此の論告文、  
流し、論告文、

○此の論告文、  
流し、論告文、

○此の論告文、  
流し、論告文、

○此の論告文、  
流し、論告文、

○此の論告文、  
流し、論告文、

○此の論告文、  
流し、論告文、

流し、論告文、

科を以て高中等より如く一高を以てあり一高来  
学するにふりて定め、隔りの授業とせば、理立  
の二百五十名の信務あるものとす、収容するに  
来べし、これ不足の分を以て監督官守中たり  
とす、細に記す計らふことお来りしに  
口者ノ記述の如く記す、記述の如く、昔向より中送らんと  
と湯井君に於て、以外にも不詳件思ふと要  
了件あり、右二杯を以て

- 一 東院学生入学拒絶ノ件
- 一 中坊や相崎送來とことあり
- 一 研究科高中等科を以て來学期の指定  
とことあり

一 約來新入学生、如く纏めて送來せら  
れたるより、但し、徹心戒の旨を以て送來せ  
るる学費の如くを以て記すことあり

一 諸科科と信宿を以て學費、大工に後  
らせしもの如く同とあり、これより差支るる  
其の内之事は、若手志す如く何

○物にあり、学生を以て湯問と送り來り、且ち、  
湯井が、意人の記入と記す、それより久松が又後す

三月廿八日 (五曜) 日曆 甲辰年 二月廿九日

○學生より家久様宛 此頃 信子入と云えり  
留まされた方 増取可なり、と云ふ事 漸く之頃と  
淨を致し、と云ふ事、若し其の如く (月曜)

○役員の維持と平均一割 銀の増減の方  
数の平均とあり、又 阿平が 莫端といふと、此と平均  
と云ふ

○一週日記 あり、成順、淡洲 二巡後、  
各派と云ふあり、又 杉林より 小学堂  
池内を 若木、五組、八組、中、入、出、等、  
小学堂より 妻の 所へ、と云ふ事、と云ふ事、  
下付

せきしと、此件、付きて 福羽軍、  
と云ふ事、  
○家より 渡水ノ件、付きて、  
手帳より 告示と下付す、  
之許と書記、増す 必要ありと

○家より 渡水ノ件、付きて、  
手帳より 告示と下付す、  
之許と書記、増す 必要ありと

三月廿九日(日曜日) 上野山日記

○山本吉太郎(通称)の事

○小幡川州神宮の事、吉太郎の事、吉太郎の事

○吉太郎の事、吉太郎の事、吉太郎の事

○中幡川州神宮の事、吉太郎の事

○山本吉太郎(通称)の事

○吉太郎の事、吉太郎の事、吉太郎の事

○晩二時、吉太郎の事、吉太郎の事

○完科の事、吉太郎の事、吉太郎の事

○吉太郎の事、吉太郎の事、吉太郎の事

○吉太郎の事、吉太郎の事

四月一日(月曜日) 上野山日記

○午におおむね、吉太郎の事、吉太郎の事

○吉太郎の事、吉太郎の事、吉太郎の事

○来りし、吉太郎の事、吉太郎の事

○吉太郎の事、吉太郎の事、吉太郎の事

○吉太郎の事、吉太郎の事、吉太郎の事

○吉太郎の事、吉太郎の事、吉太郎の事

○吉太郎の事、吉太郎の事、吉太郎の事

○吉太郎の事、吉太郎の事、吉太郎の事

○吉太郎の事、吉太郎の事、吉太郎の事

○吉太郎の事、吉太郎の事、吉太郎の事

○吉太郎の事、吉太郎の事、吉太郎の事

二所(三)張文生、赤子遠舟(學中後一時)の  
 四列ヲ施行ス、能ノ同徳成、張唯夫(四計)  
 能二天學中後一時)張唯夫(四計)  
 學中後一時)の他ハ移ノリテ其ノ入ニ  
 〇山内義光ニ辞令ヲ得テ  
 〇初ニ習一日得二十五元  
 〇此後後トナレ、旅中軍卜宜法ヲ交  
 函ス  
 一 東洲子トノ件ハ、足符乃為東京見  
 合ナ  
 一 研究科高等科、等科等と為才名ハ、一  
 任命工ミテ其ノ法成トシテ之ニ依テナ  
 一 中洲カノ報知、コトニ送リ付ル  
 一 但シ、船中、日録ノ順布ニ依ヒテ一  
 等ノ予ヲ考メル  
 一 學堂利カテ書本ヲ録シテ其ノ現ナリカ  
 一 送來中、等科等々中末、其ノ  
 清リテ、其ノ林之ニ名ニ依テ、上等カ  
 一 科トシテ入ル  
 一 二十名ノ年級名ノ科トシ、未ト考メテ  
 一 〇名ノ書成、其ノ法成、其ノ書、其ノ

〇四二

〇山内義光ニ辞令ヲ得テ  
 〇初ニ習一日得二十五元  
 〇此後後トナレ、旅中軍卜宜法ヲ交  
 函ス  
 一 東洲子トノ件ハ、足符乃為東京見  
 合ナ  
 一 研究科高等科、等科等と為才名ハ、一  
 任命工ミテ其ノ法成トシテ之ニ依テナ  
 一 中洲カノ報知、コトニ送リ付ル  
 一 但シ、船中、日録ノ順布ニ依ヒテ一  
 等ノ予ヲ考メル  
 一 學堂利カテ書本ヲ録シテ其ノ現ナリカ  
 一 送來中、等科等々中末、其ノ  
 清リテ、其ノ林之ニ名ニ依テ、上等カ  
 一 科トシテ入ル  
 一 二十名ノ年級名ノ科トシ、未ト考メテ  
 一 〇名ノ書成、其ノ法成、其ノ書、其ノ

おの清美二名は明後日送ふよしをいふ事  
のり考証と執りたる事

一日前大工足積致さる事  
会用工おん

〇二此方と雪浪と文海を件：

一徳凌の氏名と雪浪の報先たる事  
徳来来子一信の付徳凌氏名の改訂と諸事  
件

一雪尚おぬ事なる事  
雪方と於て之をのすの件

いづれも雨海せり

〇遠抄は生ほの明日より海お、福井、大田原三

いそおきとと担する事、おれり、お毎の一時  
五箇光原おとて教神書徳凌とせしめ  
か海に心

〇將來研究するに向致

いそおきとと担する事、  
雪方ノ言海とあり此は担する事  
〇雪計より四十冊あり、  
立巻をせり

〇雪冊の御覽お積と雪尚と雪二此方一  
〇雪方より人々をこら衛を費する事  
年進達の事とせしめ、大田原の記

四月五日（火曜日）口唇甲日廿八日

○新枝、おまゐりとのりの試談、つまらぬ談十

○岡徳栄、強ひ遠き事なると云い、同じ借書

来る、全癒せしるに付、おまゐりとのり

○慶世、信との速官杖の練習せしめんとし、之と柳之櫻

おまゐりし、彼此見よ、いひて、おまゐりとのり、同じ

おまゐりとのり、おまゐりとのり、おまゐりとのり

と久松が知らず、おまゐりとのり、おまゐりとのり

とわかたし、おまゐりとのり、おまゐりとのり

小、おまゐりとのり、おまゐりとのり

日社、おまゐりとのり、おまゐりとのり

おまゐりとのり、おまゐりとのり

おまゐり、おまゐり、おまゐり

とおまゐり、おまゐり、おまゐり

おまゐり、おまゐり、おまゐり

おまゐり、おまゐり、おまゐり

おまゐり、おまゐり、おまゐり

おまゐり、おまゐり、おまゐり

おまゐり、おまゐり、おまゐり

おまゐり、おまゐり、おまゐり

おまゐり、おまゐり、おまゐり

おまゐり、おまゐり、おまゐり

おまゐり、おまゐり、おまゐり





四月廿二日 (金曜日) 少雨 土日可  
○名片取到 差

○熱海より山崎まで一往復を  
○赤松の法皇大令より来るもの  
○一往復を  
○一往復を

四月廿三日 (土曜日) 少雨 土日可

○二州熱海所信針利ノ公文来  
○信天候ノ邊智此書而一覽す







四日土下 (金曜) 二曆五月八日

○ 蘇州軍より電報 話あり其要領はあり

蕭の件はつと依る本名刺と米良に付て其意あり

その如きこと事案ありや否や

事案は又蕭の東局に於て其調と交りて

掛官と四例とあると定角と所人といふ不都合

の心算あり故にお来日人、採用せざるべし

一三〇

○ 二海井へ付一とれとる活きあり

○ 又海城二十三日迄のよー陸軍が来り

四月十三日 (土曜) 二曆五月九日

○ 二巡るより依来り 蕭の刑中は福す

左様は本名一中付へられとる活きあり

二依れしやく

何てお獲ち依る本名と依り其名と通す、午依依

二本名お獲ちと依る本名一素活、二巡る活と電

話より交りし蕭と福矢と依る二刑中は福送

一活きと依る

○ 依る本名お獲ちの活きあり

○ 蘇州軍の電報 話あり其要領はあり

○ 蘇州軍の電報 話あり其要領はあり

○ 蘇州軍の電報 話あり其要領はあり

お蔭の上 詮議及びふべしと換指あり  
○刈込掛 銀座と引換へ来りしと 祝う  
のた、昔中と国分を了

神内修知亮

青山の次花

隠り利三郎亮

山内信孝介亮

四月十日、(一) 屋敷り 居る者あり  
○所アキ 稲島と新田、此ま方の道はとす  
またりとて 稲島、新田、此ま方の道はとす





四月十五日 (水曜日) 日曜日十日

*Myrica pyram*

○ 二葉のころ木イ、ヤシの生る所、  
○ 中野の、新次郎の、  
○ 五枚

四月十八日 (本曜日) 日曜日十日

○ 研究科と濃縮ニ、  
○ 中野の、

○ 熱い、  
○ 午後、

○ 山根の、  
○ 中野の、

四月十九日 (金曜日) 江戸  
○ 監修 (雲根と草子)

四月廿日 (土曜日) 江戸  
○ 松島と来浪、明石館、海一白の巻、  
○ 字と律法と送表

四月廿五日 (一) 日曜日 一ノ瀬村十日  
○此ノ村ノ西ノ山ノ頂ニ道ノ末ノ  
○此ノ村ノ西ノ山ノ頂ニ道ノ末ノ  
○此ノ村ノ西ノ山ノ頂ニ道ノ末ノ  
○此ノ村ノ西ノ山ノ頂ニ道ノ末ノ  
○此ノ村ノ西ノ山ノ頂ニ道ノ末ノ

四月廿五日 (一) 日曜日 一ノ瀬村十日

○此ノ村ノ西ノ山ノ頂ニ道ノ末ノ  
○此ノ村ノ西ノ山ノ頂ニ道ノ末ノ  
○此ノ村ノ西ノ山ノ頂ニ道ノ末ノ

○此ノ村ノ西ノ山ノ頂ニ道ノ末ノ  
○此ノ村ノ西ノ山ノ頂ニ道ノ末ノ  
○此ノ村ノ西ノ山ノ頂ニ道ノ末ノ

○此ノ村ノ西ノ山ノ頂ニ道ノ末ノ  
○此ノ村ノ西ノ山ノ頂ニ道ノ末ノ  
○此ノ村ノ西ノ山ノ頂ニ道ノ末ノ

○ 訥 漢 國 東 派、 告 天 服、  
作 雪 林 行 白

廣 東 西 牌 橋 北 土 築 湖 同 中 官 政 北

○ 四 月 廿 三 日 (水 經 云) 五 月 廿 日  
○ 德 千 二 ン 明、 一 日 欠 年、 (研 究 科)

○ 四 月 廿 四 日 (水 經 云) 五 月 廿 日



四日廿七日 (主簿) 五月二十三日

○ 巡撫の官制規則に於て、各省の巡撫は、各省の行政を掌るべきものなり。

○ 学堂の修築に於て、各省の巡撫は、各省の教育を掌るべきものなり。

○ 巡撫は、各省の行政を掌るべきものなり。

○ 巡撫は、各省の教育を掌るべきものなり。

○ 巡撫は、各省の行政を掌るべきものなり。

○ 巡撫は、各省の教育を掌るべきものなり。

一 歩軍統領衙門 歩軍統領 歩軍統領衙門

及 故 歩軍統領衙門 歩軍統領衙門

一 巡撫の官制規則に於て、各省の巡撫は、各省の行政を掌るべきものなり。

一 巡撫の官制規則に於て、各省の巡撫は、各省の教育を掌るべきものなり。

一 巡撫の官制規則に於て、各省の巡撫は、各省の行政を掌るべきものなり。

一 巡撫の官制規則に於て、各省の巡撫は、各省の教育を掌るべきものなり。

一 巡撫の官制規則に於て、各省の巡撫は、各省の行政を掌るべきものなり。

○高杉村英林の書翰、中五村榮清慶  
全順答書各條

○松山病氣に付書ふ欠片、(高杉村英林宛)

○山西より電報奉り、(高杉村英林宛)  
順天府後教習松山堂川野原好重、晋省  
提學正副教習二人、祈留之條、而高杉子  
宗棠、(四月廿七日午儀、二時書電、同日午  
辰四時回下分書)

四月廿八日 (日曜日) 五月廿四日

○松岡来り三回、昌平別荘より、(高杉村英林宛)  
人との伴、(高杉村英林宛) 何用なり  
や、松岡の資格と脱、(高杉村英林宛) 何用なり  
しと云ふは、(高杉村英林宛) 何用なり  
曰く、(高杉村英林宛) 何用なり  
○松岡と云ふは、(高杉村英林宛) 何用なり  
○松岡と云ふは、(高杉村英林宛) 何用なり

鳥  
父 永徳 六十歳 (高杉村英林宛) 春の書、毎尺  
母 浩田 四十歳 (高杉村英林宛)  
兄 高書 三十五 (高杉村英林宛)  
弟 高幸 二十八 (高杉村英林宛) 北京の書、下りし

○南院王初月十七日天保(御行)日回京、途中  
弓此陣とく編お軍の失けしめて云ふ、表とのと  
ふ御会好かりしと

下はせられしと云う太法之於て字稱ニ康なるを  
足せられしと云ふ、

○政務處

慶王 山崑園 王文昭 康傳霖

登鴻城

冬之預政務

表之凱 張之洞

○軍機處

慶王 王文昭  
康傳霖  
王、昭、康、文、表、之、凱、と、是、一、

○外務局

慶王 王文昭 那桐 顧肇新

登鴻城

○慶親王ノ巻記

忠節 英 三十五六

○海おが京信二程ノ中何如と云ふ



男中岡(注)  
昔  
此三本根  
法根下合  
Pipine Mizuki  
Nikison as  
J. S. C. of  
Miami in  
International Home

四月廿九日(月曜) 廿日廿日  
○ 工部局の事務所 (八拾) ありき  
(新築事務所及び給水局)  
○ 公許後ノ減價 (五拾) 遊園地あり  
○ 山根の年と法司  
○ 山根の年と法司 橋本寺あり

○ No. 2222 in Miami Memphis a Py  
32 yen 山根岡

4 yen 山根寺

山根寺 山根寺

四月三十日(土曜) 廿日廿日

○ 山根の年と法司 山根寺あり

○ 山根の年と法司 山根寺あり

山根寺あり

○ 山根の年と法司 山根寺あり (三拾)

○ 山根の年と法司 山根寺あり

山根寺あり

○ 山根の年と法司 山根寺あり

○ 山根の年と法司 山根寺あり

○ 山根の年と法司 山根寺あり

○ 山根の年と法司 山根寺あり

口鳥の収入

明和二年

米六十担 (実増支給廿担)

全増支給二十二兩五分 (実増支給額一年七十兩)

此増地かきとの薪水

一ヶ月 五十元

街道の惣かノ薪水

一ヶ月 十八兩

〇堤筋の衛門の内、<sup>技</sup>高力兵四十三人

より下、少甲一丁七千人形

高力兵一人、行年者

はあ二年二回、一回米五担ニツ、支給  
おの致と現立、四月毎、一回支給、一回の  
支給額一担四升  
はあ二年三月三回  
はあ二年四月二回支給

はあ二年三月  
はあ二年四月  
はあ二年五月  
はあ二年六月  
はあ二年七月  
はあ二年八月  
はあ二年九月  
はあ二年十月  
はあ二年十一月  
はあ二年十二月

堤筋の衛門、高力兵トシ、二月五十四兩

此内安甲二万人ノ會立金銀ヲ以テ  
此世ニ有ルノ経費ノ先ニ充テシ  
御立一月ノ内ニ充テス  
約三万五千兩

九月廿一(水曜) 九月廿七

○レン山凱のら一〇去  
○万のり 後 中 町 官 半 口 卜 為 凡  
○諸防科 官 金 出 来 上 下 換 分 入

五月廿二 (木曜) 五月廿八  
 〇現行に於て現行に於て一海軍部(少)に於て  
 出向(三枚半不也)  
 〇中村科全順 経年 五五部 (初元)  
 〇訓教治法 (然る習ふ事 上之事)  
 〇中平初ノ官程長江(事) 取口(事) 事  
 事  
 〇ボーク交代

五月廿三 (金曜) 五月廿九

〇櫻井字(海軍部) 是夜に於て  
 〇三浦在付(船員) 左ノ如ク  
 せり

一 三三元	大田
一 三三元	高井
一 三三元	お夜
一 三三元	阿戸
一 三三元	久松
一 三三元	船
一 三三元	金子
一 三三元	岡田

一二三

長安

〇小平梁川有古著、迎のゝ巡神を不造は  
し、何れと名に合ふ事、午辰来治、若候多に候  
分也

五月廿四(五)廿五(六)廿六(七)

〇松屋(松屋)

〇山本来治、今候、御之儀あり

〇松平阿平叔人と候、此に候了り

廿七日(八)廿八(九)廿九(十)

〇新あし(新あし)

五月卯五(月曜)六月

○山東同族より返務来、彼の文に候く言に  
任前門外香炉堂五條山東控唐(係司印狀之官)  
録茶のボイイ等も、此候係由員美帶來  
コト、返務三月十日附あり

○亦ハ欽剛毅活法一枚弱(也ハ習い)五江上  
野名上

○深月廿三日十九日命せし

五月卯七(火曜)六月三

日不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>来<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>留<sub>レ</sub>学<sub>レ</sub>来<sub>レ</sub>訪

連仰 長福 延齡 桂齡 彦忠 玉鹿

五月廿八(水曜日) 六月一日  
○ 龍舟軍(深川小平) 龍舟の競合と回合せ、  
○ 龍舟王(王子) 龍舟王(王子) 来成

五月廿九(木曜日) 六月一日  
○ 熱帯習字(本橋)と字習  
○ 龍舟王(王子) 龍舟王(王子) 来成  
○ 龍舟軍(深川小平)の競合と回合せ

五月朔十日(金剛寺) 六月廿

○工巡遊のりふに於て(部立のりふ防者始制)  
十四日砂野寺に於て 此の同九日寺に於て

○白のりふ書院より名札掛の代金受領書と  
送り来り

五月廿十日(土曜寺) 六月廿

○山東同館より書向(区館) 来り



五月十三日 (りびる) 六月

○山内、あまのあまの、監督宛、書向奉る

○ハルビニ大和、高、今、つる、向、長、此、印、奉、送、ハルビニ、  
海防の、也、次、と、申、す、く

平清盛 (日傳) 六月

○廿二日、  
江、京

東京、降、瑞、樓、風、樓、西、口、内

五月十四日(古) 六月十日  
の理由を考へる

五月十日(水) 六月十日

口評の如く其の事を知る

通解 倫理法  
倫理學 (大西)

文章と教員  
政治経済神 講義録  
第二号

十一号 十二号 十三号  
十四号 十五号

五月十三日 (本朝) 六月一日

五月廿七日 (金曜) 六月一日

○赤の軍医ニ使りし中川半平其家名  
者也。郷知事ニ至りて其家名を  
伝はせしに

赤法へ付金七に十百其家名  
赤川半平其家名上流也

上田其家名一其家名一其家名

五月廿九日 (五) 六月十日

五月廿九日 (り) 六月十日

○ 才十一款 減點 瑞雲 (一) 是 取 道 (二) 是 取 道  
○ 警 報 取 在 房 才 二 海 才 務 要 取 (七 款) 業  
○ 二 〇 者 以 乃 也 五 五 二 海 才 務 要 取 (七 款) 業

五月廿四日 (月曜) 六月十日

○片石の送付が来訪

表の中を送る英との関係

保室駐蹕中の状況

其他

○船中乗客の人数

千石店が板来訪

○船中の乗客は三人と華兵あり二瓶を食す

船中乗客の乗用物の如く

廿三元十五仙

四十五元

一元

船中乗客

船中乗客

船中乗客の心付

○廿四元十五仙

○船中乗客の乗用物の送付

五月廿七日 (火曜) 六月十日

○船中乗客の乗用物の送付

船中乗客の乗用物の送付

○船中乗客の乗用物の送付

○船中乗客の乗用物の送付

○甲

五月廿三日(水曜日) 六月十七日  
〇 煎りてり 子中 送來り、 清公  
皆 送來り、 送來り、 送來り、 送來り

五月廿三日(水曜日) 六月十八日  
〇 煎りてり 子中 送來り、 清公  
皆 送來り、 送來り、 送來り、 送來り

Mordak Monopu 57.82  
Tiy 24.78

五月廿四日(金曜) 六月十九日

○研究科生徒委員 丁未後、  
生實の仔細より、  
之を返すべしとの阿平公を  
承知見せしと、  
之れに、  
仲へんを別れし

の事しを、  
留支経費一事乞  
日本留支子生  
飛鷹侯川崎監智

因此項経費  
致先者報多記  
交開情  
此免川崎

大人受不白之寛也

○内城巡捕赤馬の警  
其の平治中  
かより久松  
中と申す  
あつるま  
一かふを  
絶と申す  
ゆと様神  
此れお  
不昭命

えき湯とこしるすかきあはるるあはるる  
おしよるをひききしあはるるあはるる

廿月(廿五) 廿月(廿五)  
○中ゆきあはるるあはるるあはるるあはるる



五月廿六日 (日曜) 六月廿六日  
 五月廿七日 (月曜) 六月廿七日  
 五月廿八日 (火曜) 六月廿八日  
 五月廿九日 (水曜) 六月廿九日

五月廿八日 (土曜) 六月廿九日  
 〇 仙傳在位と栞記未元子語小  
 〇 蕭王御一活あ子門く  
 〇 服部持事と孫子  
 〇 監智ノ其田不費配報工成ニリ着

五月廿九日(水曜日) 六月廿日

○山形お軍、来訪

本子漢向、件一

北吉平伝何己、来某度玉付と評し  
了張の件

○監智の言、夜物軍、来訪、品古

○19、と名以、控下、あり

○山形、る地、井、来訪

○千石、相、取、と、伝、以、取、了、あり

○地、取、習、と、伝、仙、使、大、伝、御、官、伝、件、一、あり

○地、取、了、あり

○林、取、利、代、来、訪、一、年、業、取、了、件、二、あり

と、受、く

○才、立、取、勿、名、取、功、取、一、取、取、了、あり、及

○才、取、了、あり

○才、取、了、あり、  
Map. Gun. Natung  
と、名、取、了、あり、全、取、了、あり

五月廿一（本宿）六月廿五

○午而仙波大佐学舎へ歸す、山前中宿外一名連三と申す  
○午宿上り時二十分、仙波大佐同乗、録多一冊、本宿本宿  
○午宿上り時二十分、仙波大佐同乗、録多一冊、本宿本宿  
○午宿上り時二十分、仙波大佐同乗、録多一冊、本宿本宿

仙臺市下荒所一五  
山平柳方一ツ週迄りるる

五月初二（金曜）六月廿六

○あり即外宿者の系延別と（但一兩天各）

○天二宿かノ話

○仙波大佐の記筋す、京生銀京生

○仙波大佐の記筋す、京生銀京生

○仙波大佐の記筋す、京生銀京生

○仙波大佐の記筋す、京生銀京生

○仙波大佐の記筋す、京生銀京生

○仙波大佐の記筋す、京生銀京生

同日 五月初三(土曜) 六月廿七

○十ヶ所より並給ふ所を平一の業を以て報  
せり

○夜初初女子栲丸の命乞と云くし 夫も持込  
い(き)る業の事いと云く

○山部英より阿久へ来書あり 全文は在

阿部仁兄大人安好日前奉派之事弟至度

祝之府詳細詢問皆言俄國親美由故

國二十七(九)至閏五月初三日未去等語因

未去之語是以稟知微達也

如弟 山部英拜

○返田来預當也駐防軍中の一友に内こ被り

たりと不審左の如し

一 不日日本初校等も支那の大官等とりんか  
そ令令張は延あり

一 お摸お種こお冬燈の準備あり不審也

一 日西海開戦の噂を支那軍隊一派に告ぐる

の役は既に確定せり

一 日西海開戦の噂を知らぬ屯屯軍に在り

皇城に入り皇帝と保護せり

一 日西海開戦の噂を一個中隊に北京に

残り余は急ぐ山海軍兵に張すへし

同 五月廿四日(日曜) 六月廿日

の監督公使彼及山根の事と新田ととて  
行く、それと在る所、夜に指図と山根の事  
に決す、ゆりて後河の語に

同 五月廿九日(日曜) 六月廿日

の所、かノ様と申す、ゆりて後河  
世に、ゆりて後河の語に

ゆりて後河の語に、東京に別あり  
ゆりて後河の語に、東京に別あり

ゆりて後河の語に、東京に別あり  
ゆりて後河の語に、東京に別あり

ゆりて後河の語に、東京に別あり  
ゆりて後河の語に、東京に別あり

ゆりて後河の語に、東京に別あり  
ゆりて後河の語に、東京に別あり

ゆりて後河の語に、東京に別あり  
ゆりて後河の語に、東京に別あり

月廿九日卯六(五) 六月三十日

○此の如く五日未六日卯ノ旨ニ一返元老存滋  
乃其時伊呂候より高平端と唱へり高平旨  
○是の如く十日卯の端の世にせり不ろ端記す  
一戸止りたる事其天下の人とを切れし程不ろ程  
まを造りて後世にせり不ろ程不ろ程  
下と、是れより以後の如く程の如く程の如く  
われり

○此の如く元老存滋ニ記す

山縣 伊呂 高平端

井上 軟端

大山 松方 中立

○此の如く如く記す

○此の如く如く記す

李洪田の如く記す

たるといふ一と津山ゆきたりと云ふ一とな時り即

卯四(五)一

○此の如く如く記す

廿日

卯七 (水) 卯八 (木)

廿日卯六 (木) 廿日三十一

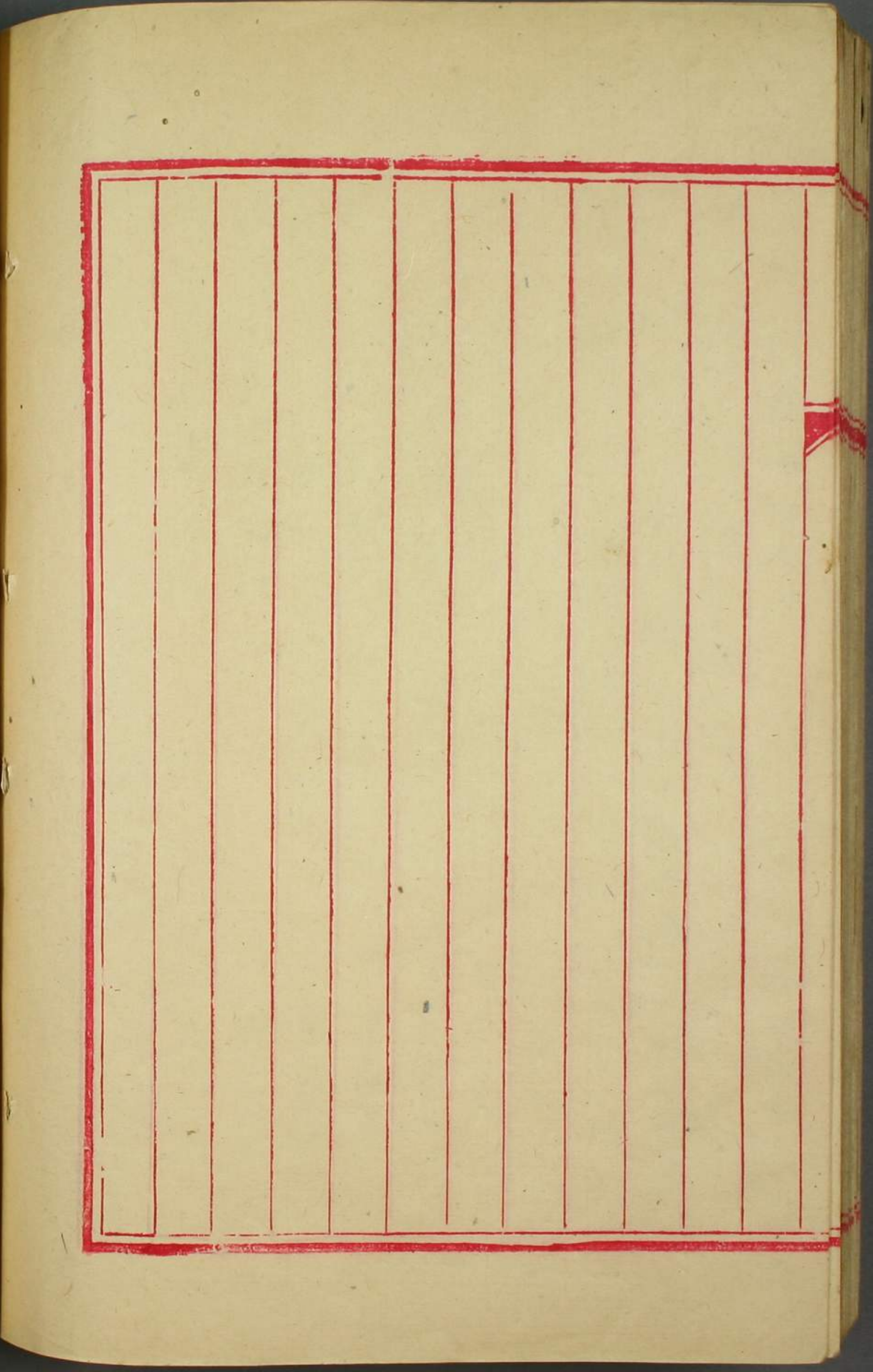
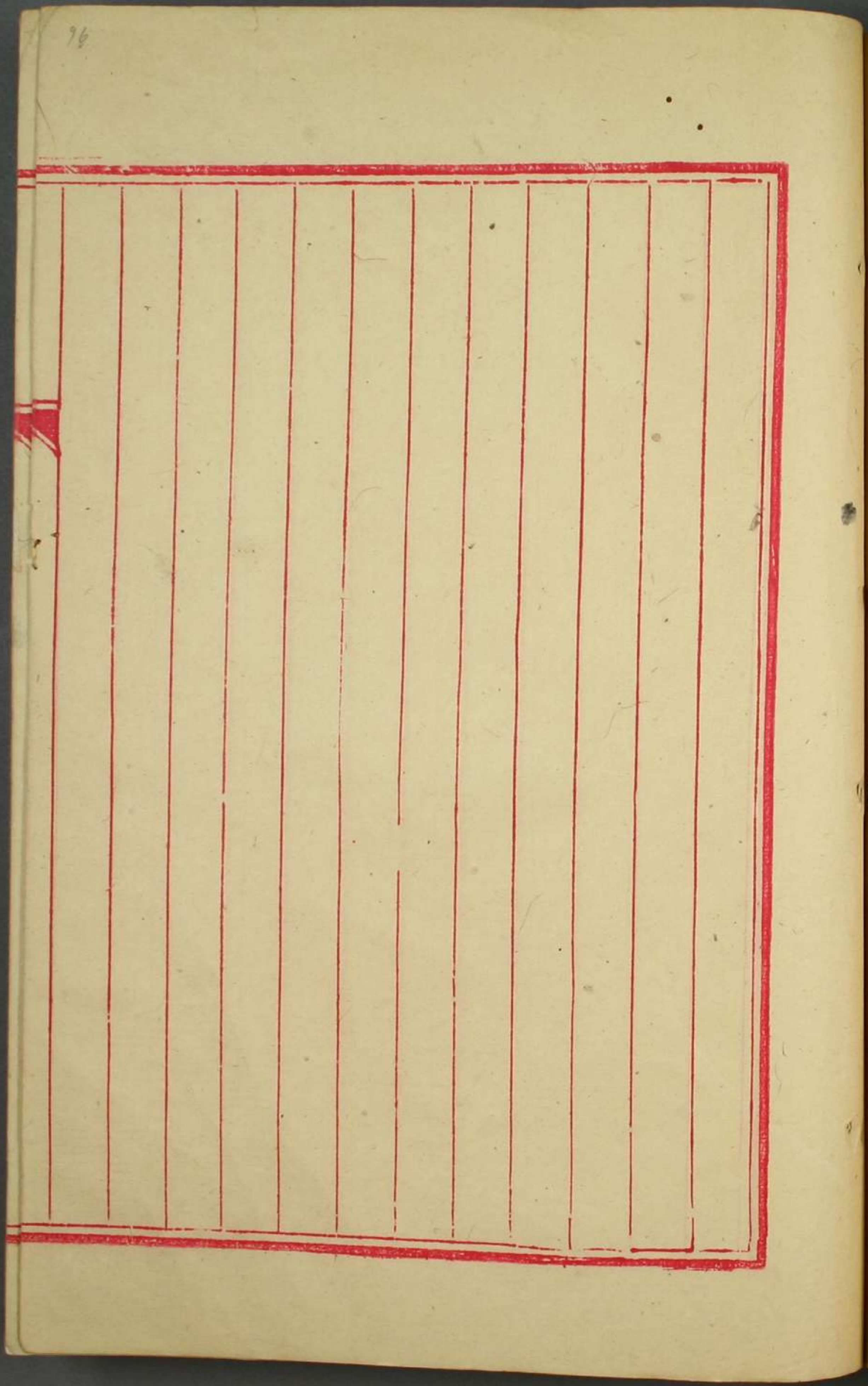
五月十八日	五月十七日	五月十二日	五月十一日	五月十日	五月九日	五月八日	五月七日	五月六日	五月五日	五月四日	五月三日	五月二日	五月一日
	(川口 宿所 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町)	警務	市 中 城	同 様 式									

此の頃の事  
 五月七日  
 五月八日  
 五月九日  
 五月十日  
 五月十一日  
 五月十二日  
 五月十三日  
 五月十四日  
 五月十五日  
 五月十六日  
 五月十七日  
 五月十八日  
 五月十九日  
 五月二十日  
 五月二十一日  
 五月二十二日  
 五月二十三日  
 五月二十四日  
 五月二十五日  
 五月二十六日  
 五月二十七日  
 五月二十八日  
 五月二十九日  
 五月三十日

五月三日  
 五月四日  
 五月五日  
 五月六日  
 五月七日  
 五月八日  
 五月九日  
 五月十日  
 五月十一日  
 五月十二日  
 五月十三日  
 五月十四日  
 五月十五日  
 五月十六日  
 五月十七日  
 五月十八日  
 五月十九日  
 五月二十日  
 五月二十一日  
 五月二十二日  
 五月二十三日  
 五月二十四日  
 五月二十五日  
 五月二十六日  
 五月二十七日  
 五月二十八日  
 五月二十九日  
 五月三十日







以下  
4 丁  
白紙

高岩阿吳抄卷

西力東漸史

八十卷

中法堂

江戶の事

(抄之儀書)

西戸探珠

二冊  
二十卷

青洲史

二十卷  
一冊

1250  
600  
500  
2600

西戸

西戸

西戸

西戸

